

平成25年3月14日

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿
内閣府特命担当大臣 (少子化対策担当)
森 まさこ 殿
厚生労働大臣 田村 憲久 殿

東京都議会自由民主党
幹事長 野島 善司

子ども・子育て支援新制度に関する緊急要望

子ども・子育て関連3法については、平成24年3月、消費税関連法案とともに国会に法案が提出され、その後、自民・公明・民主3党による修正協議を経て、昨年8月に可決・成立した。

保育制度においては、待機児童対策が喫緊の課題となっており、都は、平成13年度に都独自に認証保育所制度を創設し、13時間開所や0歳児保育など、大都市東京の保育ニーズに即したサービスを提供してきた。制度創設より11年が経過し、認証保育所の定員は既に2万2千人を超え、待機児童解消にも大きく寄与し、都の保育施策に不可欠なサービスとして都民から大きな信任を得ている。

こうした都独自の創意工夫や地域の実情を踏まえ、新制度においては、都の認証保育所を公的支援の対象に位置付けるべきである。

法案成立時の参議院附帯決議においても、大都市部の保育所等の認可に当たり、幼児教育・保育の質を確保しつつ、地方自治体が特例的かつ臨時的な対応ができるよう、特段の配慮を求めている。

については、以下の点について緊急要望する。

記

- 1 保育サービスの設備・運営基準については、地方分権推進の観点から、地方の裁量を拡大するとともに、都の認証保育所の実績を認め、財政支援の対象とすること。
- 2 待機児童の9割を占める3歳未満の低年齢児の受入れ促進、産休・育休明けなど年度途中の保育ニーズや多様な就労形態への対応など、待機児童解消に向けた事業者の積極的な取組を促す施策を実施すること。
- 3 保育サービスの拡充に向けて、「安心こども基金」の実施期限を少なくとも新制度の本格施行まで延長するとともに、地方単独施策も補助対象とするなど、柔軟な支援を行うこと。